## <sup>令和2年度</sup> 下水道事業会計予算のあらまし

## 収益的収支

~下水を処理するための予算~

### 収入 11億2.914万円 11 億 1.963 万円 支出

ご家庭や事業所で発生した汚水を下水処 理場に送り、処理するための経費とその財 源です。

町内の汚水・雨水管(管渠)を維持管理 する経費や、汚水を浄化する経費が含まれ ます。財源として下水道使用料が使われて います。

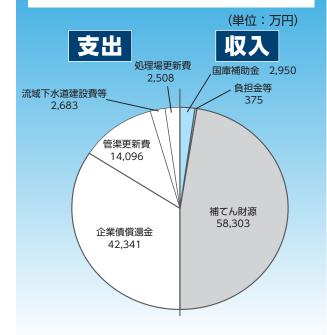
(単位:万円) 集落排水処理場維持管理費 6,618 \_事務費等 6.046 管渠維持管理費 10.348 支払利息等 11,671 下水道使用料 52,619 流域下水道維持費 18,600 長期前受金戻入 26.888 減価償却費等 58.680 他会計負担金等 33,407 当年度利益 951

## 資本的収支

~下水処理設備をつくるための予算~

3.325 万円 収入 支出 6億1.628万円

下水処理場や管渠の整備・長寿命化を進 める経費や、整備するために借り入れた資 金の返済に関する経費とその財源です。国 などからの補助金等でまかなうほか、不足 分は、資本拡充のために企業内部で留保・ 積立した資金を取り崩すなどして補てんし ています。



## 令和2年度主要事業

## 公共下水道管渠建設改良事業

下水道管の長寿命化対策事業

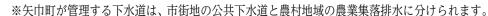
## 流域下水道建設負担金

下水処理場の整備・更新に要 する建設負担金

## 農業集落排水処理場建設改良事業

老朽化した農業集落排水処理 施設の更新事業

### ≪令和2年度矢巾町下水道事業業務予定量≫



●処理戸数(下水道に接続している世帯数)

10,500戸

●年間処理水量(1年間に処理場で処理する汚水の総量)

3,597,440m<sup>2</sup>

●1日平均処理水量(年間処理水量を年間日数で割った水量)

9.856m

持続可能な事業運営のため、今年度も下水道施設の更新・長寿命化に取り組んでいくジャ!

下水道事業会計について詳しくは、役場上下水道課経営係(☎ 611-2562)へ。

# 子育て世代包括支援センター "にこにこ"をご利用ください

役場健康長寿課(さわやかハウス内)に町子育て世代包括支援センター"にこにこ"を設置しました。 妊娠・出産・子育で期において安心して子育でができるよう、各種取り組みを通じて、町の保健師、助産師、栄養士などの専門スタッフが、サポートします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

なお、各事業の詳しい日程は、町ホームページを ご覧ください。

### 母子健康手帳交付

- 交付日・時間 毎週金曜日①午前9時~午前11 時30分②午後1時~午後4時
- ●申請に必要なもの 妊娠届出書、印鑑(認印可)、 妊婦本人のマイナンバーカード、委任状(妊婦本人 以外の方が申請する場合)

### マタニティひろば

●コース ①妊婦のみ 妊娠中の生活、食事 など②妊婦と夫 沐浴体験、産後の生活を考える など

### 赤ちゃん相談

家庭訪問または来所での相談ができます。

- **●回数** 月2回
- ●相談できること 好産婦の体調ケア、授乳・卒乳

相談、家庭での赤ちゃんのケア

●持ちもの 母子健康手帳、子どもの世話に必要な もの

### |プレママエール |

お腹の赤ちゃんのエコー写真や、会場で撮影した 赤ちゃんの写真でベビーフォトブックを作ります。

- **●回数** 毎月1回(金曜日)
- ●対象 妊婦~産後4カ月までの親子

※この他、どんぐりっこ(やはぱーく内)でも、妊 産婦向けのイベント「みのりっこ」を行っています。

### 親子でベビーダンス

赤ちゃんを抱っこして、ゆったりステップを踏み ながら、ママと赤ちゃんのスキンシップが図れます。

- **●回数** 毎月1回
- ●対象 産後4カ月ごろ~12カ月までの親子

### 母子保健事業

家庭訪問や様々な事業を通じて、妊娠・出産・子育で期のそれぞれのステージで、お子さんと家族をサポートします。

- ●内容 妊産婦さんの健診、赤ちゃん訪問、お子さんの検査や健診、お子さんの予防接種 など
- ▼問い合わせ 町子育て世代包括支援センターにこ (役場健康長寿課健康づくり係内☎611-2826)

## 子ども家庭総合支援拠点 児童・家庭に関する相談に応じます

町教育委員会子ども課に「町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、18歳までの子どもとその家庭、 妊産婦などに関する児童家庭総合相談として、各種 相談に応じます。

保護者はもちろん、子どもの関係者、子ども本人 も相談できます。なお、地域や関係機関から心配な 子どもや家庭について連絡があった場合は、本人の 了承の上で相談や支援を行います。

町の専門スタッフが対応しますので、安心してご利用ください。ひとりで悩まず、一緒に考えていきましょう。※相談無料・秘密厳守

- ▼相談できる内容 子どもの性格や生活習慣、知能 や言語面、集団生活、家族問題、養育、心身障害 など
- ▼相談方法 ①来所による相談(さわやかハウス内 相談室など)②電話による相談 ③家庭訪問による

### 相談 ※来所、家庭訪問は要予約

▼相談・問い合わせ 町教育委員会子ども課子ども あんしん係(☎611-2831、697-1567) ※受け付 けは平日午前9時~午後5時

## 児童手当の現況届を 忘れずにご提出ください

現在、町から児童手当を受給している方は、毎年 6月に現況届の提出が必要です。この届は、手当を 引き続き受給できるかを確認する書類です。提出し ない場合は、手当の支給を停止することがあります ので、忘れずに提出してください。

児童手当を受給している方には、町から書類を郵送します。必要事項を記入し必要書類をそろえて、同封の返信用封筒で郵送してください。

- **▼提出期限** 6月30日(火)
- ▼提出先・問い合わせ 町教育委員会子ども課子育 て家庭支援係(さわやかハウス内☎ 611-2772)